

広島県告示第九百二十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十三年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
あい薬局平原店	尾道市平原一―二〇―五〇	精神通院医療	平成二十三年 一〇月一日
オリーブ薬局市民前店	尾道市新高山三―二七〇―二二四	精神通院医療	平成二十三年 一〇月一日
おひさま薬局	尾道市新高山三―二七〇―三三八	精神通院医療	平成二十三年 一〇月一日
ウォンツ福山伊勢丘店	福山市伊勢丘三―三一―	精神通院医療	平成二十三年 一〇月一日
株式会社サン・メディカル薬局（川口店）	福山市川口町一―八―一―一〇五号	精神通院医療	平成二十三年 一〇月一日
ひかり薬局	東広島市西条御条町一―二三五	精神通院医療	平成二十三年 一〇月一日
ウォンツ佐方薬局	廿日市市佐方四―二―二〇	精神通院医療	平成二十三年 一〇月一日